

# 国民保護協議会

## 条例の制定を可決

### 議員提出議案は、6議案が提出され5議案を可決

#### 国民保護協議会 条例の制定を可決

この条例は、武力攻撃事態

等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、市の国民保護協議会の組織及び運営に關して必要な事項を定めるものです。

国民保護法とは、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃から国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするよう、国・地方公共団体等の責務や住民の避難・救護・武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置に関する事項を定めたものです。

この法律の規定に基づき、

市域に係る国民の保護に関する計画の作成に当たり、計画に定める事項を審議するため、春日部市国民保護協議会を設置するものです。

主な事務は、市長の諮問に応じて、市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることです。さらには、春日部市国民保護計画を作成または変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問することとなっております。

この条例の主な内容は、協議会委員の定数を30人以内とし、会長及びその職務代理、会議の招集及び定足数、委員の報酬（月額6700円）及び費用弁償（月額1500円）等について定めるものです。

【賛成多数で原案可決】

#### 討 論

計画の方向性が不明確でありかつ策定が短期間すぎるため反対（フォーラム春日部）

この条例は、国民保護法を受け、市町村が市民の保護計画を策定するための協議会設置にかかわるものです。

この計画は、一たん武力攻撃等の非常事態に至ったとき、市長を先頭に行政は全力を挙げて市民の生命・財産を守るために何をしなければならぬいかという観点から、策定しなければなりません。

しかし、質疑を通じて、春日部市が主体性を持って計画を策定するという視点が軽んじられていることが明らかになりました。殊に、市民の権利擁護のために協議会委員に

弁護士を選任する考えがないことや、住民の避難誘導を自衛隊に要請する等は問題です。

また、計画策定まで半年と短期間であり、このような重大な計画は、幅広い識者の意見を仰ぎ、慎重に策定すべきと判断し、反対いたします。

市民の生命、身体及び財産を守るために大変重要であり必要なため賛成（新政の会）

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とする重要性を考えると、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などは、本市として万全の体制を整備する必要があると考えます。

このため、不測の武力攻撃事態が発生した場合には、速やかに市民を安全な地域へ避難させることができるように、あらかじめ国民保護措置の実施方法等を定めた国民保護計画を策定し、武力攻撃等に対して的確かつ迅速に当該措置を実施しなければなりません。

とりわけ国民保護計画の策定に当たり、国民保護協議会を設置して広く意見を求め、

理解を求めておくことは、当該措置を実施する上で不可欠であると言えます。

地方自治体が戦時下の国民保護計画や避難計画をつくるものであり反対（日本共産党）

この条例は、自衛隊幹部なども参加することを可能とする国民保護協議会を自治体に設置するための条例です。

日本が、どこの国からも攻撃されていなくても、武力攻撃予測事態と政府が判断すると有事体制がとられ、自衛隊はアメリカ軍への軍事協力を行的、地方公共団体は必要な措置を実施する責務を負うことになり、直ちに国民や地方自治体、民間組織をアメリカ軍への支援に強制的に動員することにになり、従わなかった場合は罰則を受けることになります。

このように、日本有事でない段階から、対米軍事支援を可能にする法的整備をして、自治体や国民を強制的に動員できる極めて危険な仕組みをつくるものであり、戦争はしない、戦力は持たないと決めた日本国憲法9条に反するものであります。

## 議員提出議案

### 高橋弘監査委員の 辞職を求める決議

2006年5月例月出納検査において、市立病院の診療行為に対し、もっと検査するよう執拗に迫るなど、市立病院の理念である「心ある医療」を真つ向から踏みこむ暴挙を行った。

これは許すことのできない行為である。

よって春日部市議会は、高橋弘監査委員のすみやかな辞職を求めるものである。

以上、決議する。  
平成18年6月16日

春日部市議会議  
【賛成多数で原案可決】

### 監査委員は市民の願う 市立病院の早期経営改善に 不可欠であり反対(新政の会)

調査結果報告書によりますと、今回の件は監査委員が伝えようとした経営面からの趣旨の発言を、病院側では医療従事者として受けとめたため、

生じたものです。

監査委員は、予算事務、会計事務、契約事務などの財務管理や事業の経営管理に限らず、一般行政事務、すなわち組織、機構、職員の配置、施設運営等について、その適正かつ効率的な運営を確保するため、能率性等の観点から監査することができ、その所掌範囲は広範にわたります。

このため、市長を初めとする執行機関とは、公正不偏の原則により独立性が確保されており、民主的な地方自治の運営には監査制度の適正化は欠かせないものと言えます。特に、今回の件は、監査委員と病院との受けとめ方の違いが原因です。

高橋監査委員は、福祉部長、企画財政部長、自治財務部長を歴任し、市の財務管理について高い知識を有するとともに、大所高所から物々考える高い見識を有しており、まさに適任であり、今後も監査委員を続けていただくことが市民の願う市立病院の早期経営改善にとって不可欠であると確信し、反対討論とします。

### 監査委員の姿勢は 監査委員として不適格であり 決議に賛成(日本共産党)

今回の大変な混乱というのは、最大の原因が高橋監査委員の席上で医療行為そのものに踏み込む発言であり、しかも事は重大で、過剰診療を勧めると受け取れる発言を行ったことです。この責任は本当に重大なものです。

反対討論では、受けとめ方が違つたというように言っており、席上でも、そこに同席していた職員ほとんどが過剰診療を勧められたと受けとめています。また、議選の監査委員もそのように受けとめているということから、この発言が大変重大な発言であったということに間違いのないところではあります。

そして、監査委員自身がその責任を感じていると言いつつも、自らは経営面で貢献をしている、辞職する意思はないというふうな自らの責任を果たそうとしない、監査という職にしがみつく姿勢は監査委員として不適格というように言わざるを得ません。

よって、監査委員の辞職を求める決議に賛成をします。

### 春日部市立病院の再建、 充実を求める決議

市の監査委員が市立病院に對して「過剰診療」を勧めるような発言をしたことをめぐって、連日の新聞報道などから、市民と医療関係者の間に市政に対する不安と不信が広がっています。

地域医療をめぐる情勢は、医師、看護師の不足、診療報酬引き下げによる経営難、療養病床数の削減など一層困難を増しています。このような中、子育てを支援し、老後を安心して迎えられる春日部市政とするために、地域医療の中核として市内唯一の公立病院である春日部市立病院が、その役割使命を果たすことが強く求められています。

春日部市議会は、市民や関係者の不安、不信を払拭し、春日部市立病院が市民のいのちと健康を守る「とりで」としての使命を果たすため、下記について早急に実施することを求めるものです。

- 記
1. 再整備に向けた方針を1日も早く確立すること。

2. 病院長を中心に、市民のいのちを守る公立病院の使命を果たしうる春日部市立病院再建に踏み出すこと。
3. 市長は市立病院の再建、充実に向け、万難を排して取り組むこと。

以上、決議する。  
平成18年6月16日

春日部市議会議  
【全員一致で原案可決】

### ※緊急質問

平成18年5月25日に実施された「病院事業会計例月出納検査」に関して、5月29日に病院長から監査委員に質問書が提出されました。

その質問書の経緯等について調査するため、「病院事業会計5月例月出納検査等」に関する調査会が、6月7日に設置されました。

6月15日には、「病院事業会計5月例月出納検査等」に関する調査会の結果について、市長及び調査会委員長から報告がありました。

その内容について、18人の議員が6月15日(12人)・16日(6人)に緊急質問を行いました。